

官吏救済に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年六月二十四日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿三年六月廿九日

官吏救済に関する質問主意書

一、官吏は戦災の爲、二重三重生活である妻は郷里に主人は都に子は学校のある地であり生活苦は相当以上である。善政の本領は衣、食、住の安定にあり、官吏、二重生活者に至急家を興える方針を具体的に示し所見を問う。

二、又、民間人二重生活者に興えるべき住宅も少々進行中と見るが本年度の極力能率を上げ完成すべき戸数の明示及処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を求めむ。